（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止）

第九十六条　何人も、大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当て又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当てを受けて当該割当ての範囲内において採捕する場合

３　第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（削る。）

（削る。）

（運搬船の届出）

第九十七条　別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（まぐろ又はかじきの採捕の制限）

第九十八条　（略）

（大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの所持等の禁止）

第九十一条の四　（新設）

（新設）

第十八条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第五十七条第五項若しくは前条の規定に違反して大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（採捕違反に係る船舶に対する停泊命令）

第九十一条の五　農林水産大臣は、漁業者（指定漁業を営む者を除く。以下この項において同じ。）につき、合理的に判断して前三条の規定に違反した事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して、当該漁業者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。

２　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（船長等の乗組み禁止命令）

第九十一条の六　農林水産大臣は、合理的に判断して漁業者（指定漁業者を除く。以下この項において同じ。）が第九十一条の二から第九十一条の四までの規定に違反した事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、高度回遊性魚類資源及びみなみまぐろの採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

２　農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

３　第十九条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

（運搬船の届出）

第九十一条の七　別表第四の上欄に掲げる港内又は海域において遠洋かつお・まぐろ漁業（浮きはえ縄を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第八号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

一～三　（略）

２　（略）

（まぐろ又はかじきの採捕の制限）

第九十二条　（略）